

京都市人権教育・啓発施策推進懇話会設置要綱

(趣旨)

第1条 新京都府人権教育・啓発推進計画(以下「推進計画」という。)の目標達成に向けて、人権教育・啓発に関する施策(以下「施策」という。)が推進されるよう京都府人権教育・啓発施策推進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(懇話会委員の事務)

第2条 懇話会の委員(以下「委員」という。)は、施策が推進計画の目標に即して効果的に実施されるよう意見を述べる。

(懇話会の委員及び組織)

第3条 委員は、府民生活に関する知識や経験を有する者から、人権に関して専門的な知識と技能を有すること等も考慮して知事が委嘱する。

2 懇話会の定数は10人以内とする。

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は再任されることができる。

5 懇話会に座長及び副座長を置く。

6 座長は委員の互選によりこれを定め、会務を総理する。

7 副座長は座長が指名し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(運営)

第4条 懇話会の会議(以下「会議」という。)は座長が招集し、議長は座長が務める。

2 会議の議決は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

3 会議は公開する。この場合において議長は、傍聴人の数を制限することができる。

4 議長は必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず出席委員全員の同意を得てその全部又は一部を非公開とすることができる。

(意見の聴取)

第5条 懇話会は、その目的を達成するため、必要があると認めるときは、当該事項に関し見識のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員会の庶務)

第6条 懇話会の庶務は、府民労働部人権啓発推進室において処理する。

附則 この要綱は、平成17年5月20日から施行する。